

R 6 要望内容		担当部署	回答
I . 県内企業の経営環境整備の推進について			
1 . 人材確保対策			
(1) 新卒就職希望者（高卒・大卒・専門学校卒）については、県内企業の魅力を印象づけ、就職検討の際の選択のきっかけを作ることを中心に、県教育委員会や私学大学支援課が中心となつて、県内中学校や高等学校、専門学校などが「県内企業による出前講座」をカリキュラムに組み込むことをルール化するなどの具体的で継続的な制度を設けること。	文化生活部 教育委員会 (商工労働部)	【文化生活部】 令和7年度において、キャリア教育促進事業として、私立学校に通う児童・生徒に対する「県内企業による出前講座」や「県内企業見学」等、県内企業を知ってもらい地域への愛着や誇りを育成する取組を支援する予定です。 【教育委員会】 高校では、職業観・勤労観等の育成を目指して「特別活動」、「総合的な探究の時間」等を活用し、企業と連携するなど、各校の実態に合わせたキャリア教育を実施しています。今後は、商工政策課が作成する予定の「学校授業で活用可能な協力企業DB」も活用しながら、企業見学、インターンシップ、企業の経営者等の講演などについて、普通科を含めた全ての学校で実施することで県内企業の魅力を知る機会の拡充を図ってまいります。	
(2) UIターン（特に県外在住の移住希望者）による就職促進のため、現行支援策の要件等仕組みについても改善を図ること。例えば高知市のUIターン補助金は東京23区からの正社員採用時に限定されているほか、契約社員（正社員候補生等）として入社し、資格取得時に正社員となるケースなどへの柔軟な対応が困難である。あわせて県内就職の特典について、奨学金返還支援策に限らず、支度金や報奨金の支給などの誘導策を拡大し、それらの誘導策が県内の親世代にも認知されるよう手立てを講じること。	総合企画部 商工労働部	東京圏から地方の中小企業に就職する場合等に市町村が支給する移住支援金は、国の制度に基づき、国・県・市町村が同率を負担する仕組みのため、柔軟な運用は困難ですが、国が要件緩和を行った場合は、速やかに対応しています。 このほか、県では、高知で就職・転職活動を行う場合に活用できる高知県UIターンサポートセンターの交通費半額支給制度について、より多くご活用いただけるよう適宜見直しを行うとともに、各市町村に対しては、引越費用の補助など独自の支援制度に柔軟に活用できる人口減少対策総合交付金を交付しており、今後も各団体と連携してニーズに応じた支援を充実してまいります。 これらの支援策は、移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」に掲載し周知を図っていますが、Uターン就職は、ご指摘のとおり親世代の認知も大きな後押しとなりますので、来年度のデジタルマーケティングを活用した情報発信事業では、親世代へのアプローチにも取り組んでまいります。	
(3) 空き家バンクの情報量をさらに充実させること。また、移住創業などを促進するためにも、空き家バンクの中に店舗付き情報も掲載すること。	総合企画部 土木部	住まい（空き家）の情報は、県移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」でも閲覧者数の多いコンテンツです。市町村が運営する空き家バンクの情報量を増やすためには、掲載可能な空き家の掘り起こしが必要となります。 県では、令和4年度以降、空き家モデル事業や空き家マッチングツアーの実施等により、市町村や地域による空き家の掘り起こしを支援しており、今後も引き続きこのような取組を実施することで、空き家の掘り起こしを図り、空き家バンクへの掲載件数の増加を図ってまいります。 なお、移住者の起業ニーズは一定数あることから、空き家バンクへの空き店舗情報の掲載や、空き店舗バンクの実施を検討している市町村もあり、こちらについても併せて取組の充実を図ってまいります。	
(4) 高知工科大学データ&イノベーション学群で学んだデジタル人材が県内企業に定着するための、さらに踏み込んだ支援策を当連合会とともに検討すること。	文化生活部	高知工科大学データ&イノベーション学群では、入学定員における県内卒を、他の学群（18～22％）よりも高い比率（25％）で設定しているほか、学生が学んだ知識や技術を生かし、地域の企業等に実際に入って活動する「課題解決型学習（PBL）」を導入しています。在学中に企業等と協働して活動することで、卒業後の県内就職が期待されることから、県としても、大学や貴連合会等と連携して取組を進めてまいりたいと考えております。	
(5) 非常に多くの業界で叫ばれている人手不足を解消するためにも、本県出身の高校生や大学生が地元に残り、県外に出た本県出身者のUターンを促進できるよう、他県ではなく地元で暮らす、高知で暮らす素晴らしさやメリットについて、学生時代から分かりやすく啓発すること。	文化生活部 教育委員会	【文化生活部】 令和7年度においては、キャリア教育促進事業として、私立学校に通う児童・生徒に対する「県内企業による出前講座」や「県内企業見学」等、県内企業を知ってもらい地域への愛着や誇りを育成する取組を支援する予定です。また、県立大学・工科大学では、両大学共催による学内合同業界研究セミナーを開催するなど、県内就職促進のための取組を実施しています。 【教育委員会】 地域の伝統文化や県内の文化・産業を知る機会を拡充し、高知県の各地域の特色を生かした「ふるさと学習」やキャリア教育をさらに推進することで、子どもたちの高知への郷土愛を育むとともに、社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力の育成を図ってまいります。	

R 6 要望内容		担当部署	回答
	(6) 公共交通については、バス・電車の運転士や整備担当者、空港グランドスタッフなど、事業継続のための必要な人材の確保が非常に厳しい状況である。また、中山間地域などでデマンドタクシーの区間を拡げるにも、県内タクシー業界も人材確保が困難な状況にあり、整備を外注するにも自動車業界の整備士も不足している。巷間謳われている外国人労働者や自動運転など妙案も、近年中の実現は困難であり、教育委員会や労働局等との連携のもと、公共交通に関連する業界の人材確保の手立てを講じること。	総合企画部	交通運輸分野の人材確保に向けては、これまでも関係機関等と連携し、バス事業者やタクシー事業者の県外での運転士の採用活動等の支援を行ってまいりましたが、依然として、人材が不足している状況です。 このため、令和7年度は、これまでの取組に加え、教育委員会や事業者等との連携によるキャリア教育や県内での就職相談会の開催など、関係機関との連携を強化することとしております。また、事業者の経営層・人事担当者向けセミナーを開催するなど、事業者の採用力の向上に向けた取組を行うことで、交通運輸分野における人材確保を支援してまいります。
2. 2024年問題への対応			
	(1) 近年、国土交通省、県では早期発注、ゼロ国(県)債の活用、繰越工事の対応等様々な工夫、ご尽力により、発注施工の平準化が実現しており、地域建設業の経営改善に大きく寄与している。一方で、他の省庁や各市町村発注工事では、平準化が未だ実現しておらず、年度後半には発注が集中するために一時的な技術者不足、下請・専門業者不足が生じ、年度末には極端な繁忙期が未だ出現している。今後も、平準化を進め、人手不足の中での働き方改革が進むよう、特に市町村に対する強力な働き掛けを継続すること。	土木部	公共工事の平準化の促進については、国、県、市町村などで組織している「公共工事の品質確保促進協議会」いわゆる「品確協」の協議会で、各市町村の土木をはじめとする契約担当者の方々と、平準化を進めるうえでの課題等について協議、情報交換をさせていただいております。 また、県内の副市町村長への説明会の場や、財政や総務担当課長の集まる会議でも、計画的な発注、施工時期の平準化を進めていくには、繰越明許費や債務負担行為の議案を発注の段階において判断したうえで、早めに議会上程していくことが重要であることを、丁寧に説明しております。 今後も引き続き、国、県、市町村が一体となって平準化を進めるとともに、市町村に対しては、計画的な発注に取り組むよう、繰り返し働きかけてまいります。
	(2) トラック輸送に関する適正な料金設定、物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間や付帯業務の削減等）など国の政策パッケージの本県における進捗状況を把握し、配送の効率化が進むよう国に政策提言を行うとともに、県内の荷主にも協力を呼びかけること。また、2024年問題等の影響により、2030年に本県の運輸能力は相当程度の減少することが見込まれていることから、県経済、県民生活に支障をきたすことにならないように、本県の運輸に関するグランドデザインを示すこと。	総合企画部	令和6年4月から適用されたトラックドライバーへの労働時間規制等による県内への影響や、トラック事業者や荷主事業者が講じた対策について、庁内PTを通じ実態把握及び支援策のニーズ調査を実施してまいりました。 令和7年度は、トラック物流効率化等支援補助金（新設）を通じて、事業者の支援を実施してまいります。 加えて、荷主関係課で組織する庁内WGを通じ、将来にわたって持続可能な物流体制の維持・確保に向け、共同輸配送等の実現に向けた検討を進めてまいります。
3. 地域の経済循環と競争力強化			
	(1) 県の重要政策の柱に地域経済循環を位置づけること。その上で基本条例を設け、広く県民を巻き込み、具体的政策に落とし込むこと。	産業振興推進部	県外産品に替えて県内産品の消費を促すことにより、県内に分配された所得を県内で還流させる「地域経済循環」については、それが単に地元産品への愛着を育むという啓発効果のみならず、県経済の成長に資することが期待できる場合においては、県の経済政策として推進する意義があるものと考えます。 この場合、「地域経済循環」が県内総生産の増加をもたらすためには、県内消費（地消）の拡大そのものではなく、それによる県内生産の増大を実現することが不可欠であります。すなわち、県外に外商していた県産品を県内消費に回すのではなく、県産品の供給力を強化し県内生産を増大させてこそ、地域経済の好循環が創出され、県際収支の改善や県民所得の増加が図られるものと考えます。 このような考え方に立って、来年度から、「地域経済の好循環の創出に向けた地消地産の取り組みの強化」を第5期産業振興計画ver. 2において位置付けることとしました。地消の拡大を県産品の供給力の強化と一体的に進め、実効性のある形で取り組みを推進いたします。 なお、条例制定により、県内企業の原材料の調達や生産活動に法的な制約を課すことは、経済活動の自由を制限することになります。また、全国各地で同種の条例制定が続いた場合、本県が重視する地産外商活動に支障をきたすおそれもあることから、この種の条例の制定は極めて慎重な検討を要する課題であると考えます。

R 6 要望内容			担当部署	回答
		(2) 高知県が発注する物品や工事について、経済合理性を追求して県外企業に発注するのではなく、県内経済の循環を優先し、できる限り県内資本の企業に発注すること。	会計管理局 土木部	【会計管理局】 県が実施する物品等の調達に当たりましては、価格はもとより、品質面などを評価する一方、地域経済への波及や雇用の確保につなげるため、各種物品をはじめ、広告や情報関連サービスなど様々な業種に係る競争入札参加資格者の指名基準において、原則として県内事業者を優先することを定めています。また、随意契約の場合の見積業者の選定についてもこの規定を準用することとしています。 なお、令和５年度の用品等調達特別会計を通じて実施した3,335件の調達のうち、県内事業者への発注件数は3,134件、発注率は94.0%でした。 今後も引き続き、県内事業者への優先発注に取り組んでまいります。 【土木部】 高知県内の経済の活性化と雇用の確保を図るため、公共工事の地元企業への発注を前提としており、県が発注する工事については、県内事業者での施工が困難な工事を除いて地元企業に発注しております。 また、工事の受注者には、特記仕様書において、資材の機能、品質、価格等が同等であれば、県内産の資材を優先使用することとしており、引き続き県内産資材の優先使用の要請についても取り組んでまいります。
		(3) 地域建設業は、それぞれの地域経済と雇用を支え、地域に根差した活動が続け、地域を熟知してその特性に応じた防災・減災活動に取り組み、地域住民の安全で安心な生活を守るとともに、ひとたび災害が発生すれば「地域の守り手」として真っ先に現場に駆けつけ、道路啓開や応急復旧に携わっている。今後も地域建設業が災害に強いまちづくりに携わり、地域を守るという大きな使命を果たしていくため、地域に貢献する技術と経営に優れた地元企業が適正に受注できるよう、「地元の工事は全てそれぞれの地元企業に」を原則とする受注機会の確保・徹底はかること。	土木部	建設事業者の役割は、社会資本の整備だけでなく、地域の基幹産業として、また、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生した際には、地域防災力の要として県民の安全と安心を確保するといった公的な役割も担っています。 そのため、指名競争入札においては、地域の実情を考慮した発注を行うとともに、総合評価方式による入札においても、価格のみならず、技術力や地域性・社会性について、事業者や技術者の様々な評価を加えて、落札者を決定しています。 今後も事業者が健全な経営を保ち、地域に存続していけるような入札制度となるよう、建設事業者の意見も聞きつつ、継続的に検証を重ねてまいります。
		(4) 土木工事の公共入札は近年、くじ引きになる傾向が続いている。特定の業者に発注が偏らないよう、さらなる工夫を検討すること。	土木部	地域の建設業の方々が安定した経営が持続できるよう、特定の業者に受注が偏らない入札制度の構築は重要な課題と認識しています。 このため、入札の公平性、競争性等を考慮したうえで、近接工事等であって同一の発注機関による同一の日に公告・開札する場合に「一抜け方式」を採用するなど、企業が受注機会を確保できるよう、取り組んでいるところです。
		(5) 労働時間問題にも寄与する高速道路でのトラックの最高時速は引き上げられたが、県内高速道路の一部（高知～川之江間など）ではトラックの最高速度がいまだ80キロに据え置かれている。また、本四架橋の料金についても、本年３月に10年間の料金引き下げ継続が決まったが、それでも高額であり地域間競争力に影響している。高速道路が四国の経済を阻害することがないよう四県で協力し合い、国にも理解を促すこと。	総合企画部	国に対し、本四架橋の料金見直しや高速道路の割引制度の継続・拡充など、自動車運送事業者の負担軽減につながる施策の実施について継続して求めてまいります。
	4. 経営支援策の拡充			
		(1) 県内の多くの企業がコロナ融資の返済を開始しているが、各種物価高騰や人手不足により収益改善が遅れ、資金繰りに窮する企業が一定数ある。専門家による経営改善計画の策定支援が非常に重要になるが、企業収益が十分でない事業者においては、計画策定費用を賄えないことを理由に断念しているケースが少なくない。主に利用される経営改善計画(405事業計画・ポストコロナ持続的発展事業計画)においては、策定時にかかる費用について国から一定割合の補助も実施されているが、さらに計画策定支援を促すため事業者負担部分を補助する県制度を創設すること。	商工労働部	厳しい経営環境下にある事業者が、経営改善計画等を作成し、それに基づく取組を実行することは重要です。中小企業活性化協議会を活用して経営改善計画等を作成する場合、作成費用の2/3の補助と負担軽減策が図られています。加えて、民間金融機関などによる支援など、事業者の利用促進に向けた取組も強化されています。 県としましては、その利用状況を注視していくとともに、事業者、中小企業活性化協議会、金融機関とも連携し情報収集に努め、必要に応じて対策を検討してまいります。
		(2) 地産外商を推進し、産業振興計画の目標を達成するためにも、卸業界とともに県内卸売業の果たすべき役割を位置付けるとともに、支援体制を設けること。	産業振興推進部	食品業界の卸売業との連携につきまして、県と県内大手卸売事業者において、平成26年に6次産業化及び地産外商の推進に関する協定を締結し、「6次産業化の推進による地域産品の価値向上に関すること」「地域産品の外商の推進に関すること」「その他高知県の産業振興及び地域の活性化に関すること」について、定期的に意見交換を実施しながら事業推進に取り組んでおります。 また、県内の５事業者以上の商品を取りまとめ、県内外で卸売を行う地域商社に対し、「高知県外商支援事業費補助金」にて、外商活動に必要な費用の一部を支援をしているところです。 今後も、卸売業の皆様とも連携して、地産外商を推進してまいります。

R 6 要望内容		担当部署	回答
	(3) デジタル化を支援する「デジタル技術活用促進事業費補助金」は有効であるため、県内企業のデジタル化を推進するためにも今後も継続いただきたい。一方、同補助金は年初から公募開始されたが、申請が殺到して短期間で募集が終了した。そのため、システムや設備の供給業者に注文が殺到し、捌き切れずに業務過多に陥る事態が生じた。募集時期を分散するなどの工夫をこらすこと。	商工労働部	「デジタル技術活用促進事業費補助金」につきましては、令和7年度当初予算において引き続き予算計上を行っています。 また、募集方法については、時期を分散して複数回に分けて公募を行うとともに、公募回ごとに一定の予算枠を設けることなどにより、年度当初に採択が偏らない方法を検討します。
	(4) 県内商工会議所が充実した経営支援を実施するために、財源の確保は欠かせない。賃上げは政府の方針であり、人事院勧告に対応するためにも、補助対象職員の人件費単価を引き上げること。	商工労働部	補助対象職員の俸給単価や期末手当の支給月数の引き上げ等を考慮し、令和7年度当初予算で計上しています。 商工会議所による経営支援体制の強化を図るため、引き続き必要な財源の確保に取り組んでまいります。
5. 県産木材のさらなる活用			
	(1) 高知県環境不動産制度を普及促進し、公共施設や民間施設の木造化・木質化を進めるためにも、業界団体と連携して環境不動産制度の内容とメリット、建築事例や木材利用の知識などを取りまとめ、広く自治体や企業、設計士や工務店などに対して周知を強化するとともに、助言ができる体制を構築すること。	林業振興・環境部	これまで各種会議や研修会、勉強会、個別訪問などにおいて制度PRを実施してきた結果、1号物件の申請があり、現在その認定に向け取り組んでいるところです。 今後は環境不動産1号物件を活用することで、現在行っている自治体や企業等に向けたPRや助言等の活動を強化するとともに、技術的助言を行うアドバイザーの派遣によるサポートを引き続き実施し、制度の普及促進を図ってまいります。
	(2) 県産木材の県内利用を促進するためにも、こうち木の住まいづくり助成金の内容と申請手続きについて、設計士や工務店、施主に再周知すること。また、内装化粧材についても化粧窓枠や建具、巾木、廻縁等にまで対象を拡大させること。また、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金についても上限額を引き上げること。	林業振興・環境部	こうち木の住まいづくり助成事業につきましては、これまで県内4地域（安芸市、香美市、高知市、四万十市）において、毎年度、施主や工務店などに対する制度説明会を実施しており、今後も継続するとともに建築士会の勉強会や各種機会を通じて周知を図ってまいります。 また、内装化粧材については、面積で確認できるものは面積に応じて補助することとしており、建具等の使用材積が確認できるものは、その他の部材で材積に応じて対象となります。 なお、今年度は工務店に要望等の聞き取り調査を実施し、より使いやすい制度への改正等を検討しているところです。 非住宅建築物木造化促進事業費補助金につきましては、これまでの実績などを踏まえ、限度額を設定してきたところです。今後、関係者から情報収集した上で必要に応じて対応を検討してまいります。
	(3) 本県の豊富な森林資源を活かし、県産木材の製造・販売を拡大していくためにも、製材業者の設備更新などに対し、県単独事業で柔軟に支援すること。国補助金は新事業展開が必要であり、本県製材業者などの求める供給の安定化や効率化のための設備投資には馴染みにくい。また、森林資源の成熟化に伴って大径化している木材（原木）について、需要者の利活用を拡大するために必要なデータ収集や情報発信、あわせて新たな製品によるモデル建築物の整備などを支援すること。さらに、大径材化に合わせて、路網の整備、林業機械の導入、林業労働安全などへの支援を強化すること。	林業振興・環境部	製材事業者への支援につきましては、令和7年度の国庫補助事業において、施設の規模拡大が伴わない場合にでも、施設整備による効率化により省人化が図られる場合は、補助対象とするよう見直しが検討されています。また、国庫補助事業の対象とならない加工施設整備に対しては、県単独事業により引き続き支援してまいります。 大径材の利用につきましては、将来的な施設整備や製品開発の方向性を示す「大径材利用戦略」の策定に向け、令和6年6月に戦略策定会議を設置し、資源量調査や、製材事業体等の実態調査を実施しました。現在、調査結果をもとに、令和6年度末の戦略策定に向け取り組んでいるところです。 また、大径材の生産に必要な路網については、幅員の広い林業専用道などを支援しております。加えて、大型高性能林業機械の導入を事業体の要望に応じて支援しており、引き続き、木材（原木）の大径化への対応を進めてまいります。 林業労働安全については、労働災害の防止及び林業労働の環境改善を図るための既存の支援（林業労働安全衛生対策事業及び林業労働環境改善事業による林業事業体における林業労働安全対策への取組支援）に加え、令和6年8月に制度化された林業技能検定への取組を支援することにより、素材生産現場における林業従事者の技能と安全性の向上に取り組んでまいります。

R 6 要望内容		担当部署	回答
Ⅱ．観光振興と中心市街地活性化の推進			
1．中長期の観光振興策			
(1) 来年度上期放送予定のNHK朝ドラ「あんぱん」は本県観光にとって最大限の機会ではあるが、同時期に開催される大阪関西万博との市場競合で苦戦が予想される。受入れの準備を早期に進めるとともに、地域博にせず周遊型の商品開発を進めること。また、大阪関西万博の競合対策を講じること。	観光振興スポーツ部	県では、連続テレビ小説「あんぱん」の追い風を最大限に生かした観光振興策を展開していくこととしています。 旅行会社向けに、今年度下期（10月）催行分からの、物部川エリアと県内周遊を促進する助成制度を開始するなど、早期に誘客策を加速化させているところです。 また、現在開催中の「どっぷり高知旅キャンペーン」で造成された観光商品を案内することにより、県内各地に更なる周遊を促進することとしています。 万博との競合に関しては、大阪あんてなショップ「とさとさ」と連動した誘客イベントを今年度に引き続き、万博開幕日（4/13）を皮切りに定期的に行うこととしております。 また、万博での自治体催事の開催をはじめ、関連イベントなどで、高知の魅力を発信することで、万博の機会を活用し、高知県への誘客や外商拡大につなげていきます。	
(2) 大阪、関西万博終了後の中長期的な観光方針を策定すること。	観光振興スポーツ部	現在開催中の「どっぷり高知旅キャンペーン」は、今年度から4年間開催することとしており、県内の広域観光協議会や、旅行会社、宿泊施設、外部の有識者を含む推進委員会として事業を進めていくこととしています。 その委員会において、4年間の基本的な方針をお示ししたうえで、事業を進めているところです。基本的な考え方として、その時々トピックを踏まえて、切れ目なく効果的な誘客プロモーションを展開するとともに、受け入れ態勢を強化し、本県観光の地力を付けていく方向で、観光振興を進めていきたいと考えています。 そのため、観光方針を策定するのではなく、基本的な考え方をベースに、その時々時流と併せて外部有識者の意見なども聞きながら、施策を検討してまいります。	
(3) 南海トラフ地震臨時情報は8月15日で終了したが、高知県への観光や修学旅行、合宿などを抑制する動きが長期化した場合は対策を講じること。	観光振興スポーツ部	南海トラフ地震臨時情報終了後、誘客拡大に向けた施策を展開しています。 今年度下期（10月）催行分からの、物部川エリアと県内周遊を促進する助成制度と、本県を長期滞在を促進する助成制度を開始するなど、誘客拡大に向けた施策を展開しています。 また併せて、宿泊施設に、高知県防災アプリのインストールを呼びかける卓上POPを配布し、フロントなどで配置してもらうことで、観光客に防災情報を届けられるよう、取り組みました。 引き続き、本県が観光や修学旅行、合宿などで選ばれるよう、取組を進めてまいります。	
2．高知龍馬空港の整備			
(1) 高知龍馬空港に設置される国際線専用ターミナルを変更計画通りに実現すること。また、台湾以外の近隣諸国との新規就航に尽力すること。また、国際線等の誘致に当たっては、事前に必要な空港の受け入れ態勢を整備した上で進めること。	総合企画部 観光振興スポーツ部	【総合企画部】 高知龍馬空港の新ターミナルビルは、昨年9月に、利便性の向上や安全性の確保などに関する空港関係者からの意見を踏まえて、計画の見直しを行ったところです。この計画に基づき、将来数十年にわたって利用される本県のインバウンド観光の要となる施設として、整備を進めてまいります。 【観光振興スポーツ部】 韓国の航空会社等へのセールスを行っているところであり、まずは、早い段階で短期チャーター便誘致を目指しています。また、短期チャーター便の実績を積み重ねることで、航空会社との信頼関係を築き、新規路線就航につなげていきます。	
(2) 高知龍馬空港の新ターミナル整備とあわせ、現在でも満車になる駐車場の拡張など、駐車場対策を進めること。	総合企画部	高知龍馬空港の駐車場は、週末や繁忙期（GW、お盆、年末年始等）を中心に大変混雑しており、現在、駐車場の運営団体である（一財）空港振興・環境整備支援機構（以下、空港支援機構）をはじめとする空港関係者と混雑対策について検討を行っているところです。 県としましては、空港支援機構に対して、駐車場の拡張について働きかけを行うとともに、県の広報媒体等を通じて、混雑の周知や空港連絡バスなど公共交通機関の利用の呼びかけなどを行ってまいります。 加えて、来年度は高知空港ビルや空港周辺の民間駐車場と連携して、空港ホームページで各駐車場の混雑予測の見える化を図るなど、空港利用者にとって分かりやすい情報発信についても検討してまいります。	

R 6 要望内容		担当部署	回答
3. 宿泊客の集客・施設整備			
(1) プロ野球1軍キャンプが実施できるよう他球団との実践的な練習ができる環境整備や施設整備、受入体制の充実をオール高知で図るとともに、各スポーツのキャンプ並びに公式戦、社会人、大学、小中高校生のスポーツ合宿などの誘致を図ること。また、スポーツ以外の全国的なイベントや会議についても積極的な誘致を図ること。		観光振興スポーツ部	プロ野球キャンプについては、現在、阪神タイガース（安芸市営球場）、オリックスバファローズ（高知市東部総合運動場野球場）、西武ライオンズ（春野総合運動公園野球場）、韓国プロ球団（高知市総合運動場野球場及び東部総合運動場野球場）が実施しているところ。 プロ野球キャンプが実施できる環境整備や施設整備については、球団の意向等に基づき、球場を所管する県や市町村が整備を行っているところです。例えば、令和8年度に、春野総合運動公園にブルペンを建設することとしております。 受入体制の充実につきましても、引き続き、高知県観光コンベンション協会をはじめ、宿泊事業者や市町村、競技団体等と連携して取り組んでまいります。 また、各スポーツの誘致につきましては、現在、プロゴルフ大会の開催、Jリーグチーム（今治FC等5チーム）やラグビーリーグワン（花園近鉄ライナーズ）がキャンプを実施するとともに、大学や小中高校生のスポーツ合宿におきましても、市町村や競技団体、旅行会社等と連携して誘致を行い、県内各地で様々な種目の合宿が行われているところです。 今後とも、こうしたプロスポーツキャンプやアマチュアスポーツ合宿等の誘致の取り組みを本県の観光戦略の柱の一つとして位置づけ、様々な関係者と連携を強化し、ALL高知の体制で推進してまいります。 また、スポーツ以外の全国的なイベントや会議についても、平日に実施されることが多く、宿泊施設の閑散期対策に資するものであるため、県としても助成制度の案内を行うなど、積極的に誘致してまいります。
(2) 旅行需要喚起のための助成制度等の支援策を拡充すること。その際、バス運転手の労働時間が制限された影響で団体旅行の行程が大きく変化していることなども踏まえ、旅行業者などの主催する団体旅行に対する支援にも重点を置くこと。		観光振興スポーツ部	旅行会社向け助成制度として、今年度下期（10月）催行分からの、物部川エリアと県内周遊を促進する助成制度と、本県を長期滞在を促進する助成制度を開始するなど、誘客拡大に向けて施策を拡充して展開してまいります。
(3) 閑散期（12月～翌2月）対策としてのナイトタイムエコノミーを喚起する取り組みを拡大すること。		観光振興スポーツ部	ナイトタイムエコノミーの推進は、県が目標としている長期滞在や観光消費額の増加に資するものであるため、推進してまいります。 そのため、特に冬の閑散期には、高知城でのナイトイベントを行っているところです。あわせて、県内各地で実施されているイルミネーションイベントなどを集約して「光のフェスタ」として発信しています。 また、宿泊施設と連携してナイトタイムエコノミーの推進に向けて実施している「晩酌きっぷ」について、来年度、施策の拡充に向けた取組を進めてまいります。
(4) スポーツ大会、全国大会などの大型イベントが可能な限り時期重複することのないよう、コンベンション情報の発信や時期調整をはかること。		観光振興スポーツ部	現在、観光コンベンション協会において、大会や学会などの実施に係る支援制度の申請情報をもとに、同会HPでコンベンションカレンダーとして情報発信しています。 主催者から特に日程が決まってない検討段階で申請に向けた相談がある場合もあるため、適切に情報共有を行い、可能な範囲で時期調整を促してまいります。

R 6 要望内容			担当部署	回答
		(5) 日本遺産への登録および外国人旅行者向けの「広域観光周遊ルート」として全国7地域のひとつに選ばれた「四国八十八箇所と遍路道」が世界遺産暫定リストに追加されるよう、県内商工会議所女性会は四国内の女性会を巻き込みながら積極的に活動を展開している。四国遍路世界遺産登録推進協議会を盛り上げ、官民挙げた取り組みを引き続き積極的に推進すること。	文化生活部	世界遺産暫定一覧表の登録に向けては、「四国遍路世界遺産登録推進協議会」（以下「推進協議会」。構成員：四国4県58市町村97団体）を設立し四国の官民が一体となって取り組んでいます。高知商工会議所女性会におかれましては、歩き遍路のために石柱設置や遍路道の清掃活動など、機運醸成に向け精力的に取り組んでいただいております。 登録に向けた課題のうち「構成資産の保護措置」について、県では史跡指定を目指した文化財調査を計画的に進め、これまで7寺院が終了しています。うち、1寺院（R3.10.11付 第35番札所清瀧寺）が国史跡に指定され、令和6年12月20日には第26番札所金剛頂寺が追加指定答申されました。令和3年3月には文化審議会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」（第一次答申）が示され、地域コミュニティが参画した持続的な資産の保存・活用がより重要となっています。県では、令和2年度からクラウドファンディングの仕組みを活用した「高知家」遍路道プロジェクトを展開し、地域の活動団体が実施する遍路道の維持修繕など、地域と一体になった持続可能な仕組みづくりを支援する取組を進めるとともに、推進協議会が主催する四国遍路や世界遺産への理解を深める研修会等の実施や、NPO団体が主催する四国全県で一斉に遍路道を歩き点検する「一日一斉おもてなし遍路道ウォーク」に参加し機運の醸成に努めています。 今後も引き続き、高知県商工会議所連合会をはじめ、推進協議会の構成員の皆様と連携しながら、世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでいきます。
		(8) 高知県観光のPRとイメージアップを図るため、テレビ番組、映画等マスメディアのロケ誘致を積極的に展開すること。特に、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化の実現に向けて積極的な支援を継続すること。	観光振興スポーツ部	映画等マスメディアのロケ誘致については、（公財）高知県観光コンベンション協会に専門職員を配置し、制作側の意向に沿ったロケ地を積極的に提案することや、ロケ地との調整やフォローを行うなど、充実したロケが実施できるよう丁寧な対応を積み重ねることで、誘致に繋げているところです。 あわせて、県としてもテレビ番組等による全国への情報発信を図るため、全国や近県メディアを活用したパブリシティ活動を展開しています。 引き続きこうした対応を行い、今後のロケ誘致及び高知県の情報発信に取り組んでいきます。 また、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化につきましては、誘致活動を行う同実現高知県実行委員会に県も参画し、地域の皆様とも連携しながら、引き続きNHKをはじめとする関係機関に働きかけを行っていきます。

R 6 要望内容		担当部署	回答
	4. 商店街・中心市街地活性化		
	(2) 高知新港に非常に多くの客船が停泊するようになったが、客船の属性ごとの特徴（富裕層か一般客か、日本人か外国人かなど）に対する理解が進めば、中心市街地の小売業や飲食業は適切な準備や店頭販促活動を行うことができるようになる。インバウンド効果を高めるためにも、中心市街地やツアー先の事業者に対する情報提供・共有を進めること。	観光振興スポーツ部	高知新港に入港を予定しているクルーズ客船の情報は、県港湾振興課のホームページで情報を公開しています。 また、クルーズ客船ごとのシャトルバスやツアーバスの情報は、中心市街地等に情報を共有しているところです。 引き続き、クルーズ客船の特徴を踏まえた準備が出来るよう、情報共有を進めていきます。
	(3) 夜の追手筋で街路灯が点灯されないエリアが増加している。追手筋は地元客のみならず観光客の往来も多く、危険であるだけでなく高知の印象を損なう。街路灯の管理組織を明確にし、街路灯を点灯させるために何が必要か調査すること。	商工労働部	街路灯が点灯されていないエリアは転倒等の危険性が高まるだけでなく、防犯上の観点でも危険性があり、こうした懸念を払拭するためには、街路灯の点灯は重要と考えています。なお、追手筋の街路灯については高知市が所管となるため、高知市と協議をお願いします。

Ⅲ. 防災対策・脱炭素対策の推進

1. 防災対策の推進			
	(1) 浦戸湾三重防護の早期完成に向け、商工会議所も国への要望活動を展開していくが、県においても事業期間内にすべての整備が終了できるよう、スピード感を持って事業を推進するよう国に要望するとともに、事業の必要性や内容について県民周知をはかること。	土木部	浦戸湾の三重防護は、県都高知市の津波被害を最小化し、発災後の県全体としての早期の復旧・復興につながる重要な事業です。 この事業を確実に推進していくためには、予算の確保が最重要課題であるため、予算の重点配分や5か年加速化対策予算の確保などについて、今後も引き続き国に政策提言を行ってまいります。 併せて、三重防護事業の早期完成に向けスピード感を持って取り組むとともに、広く県民へ事業の必要性について理解を深めていただくよう、国や貴職のお力をお借りし、イベント（建設フェスタ）でのパネル展示など、各種イベントやホームページを通じて広報活動にも取り組んでまいります。 今後も貴職におかれましては、支援をお願いいたします。
	(2) 発生確率が年々高まる南海トラフ地震に対し、特に本県は被害が甚大な重点受援県とされている。今後も総合的な南海トラフ地震対策の強力な推進のため、津波対策はもとより緊急輸送路や重要道路の整備と耐震化、予防保全に重点を置いたインフラの老朽化対策、中山間部の地すべり・土砂災害対策を前倒しで推進すること。	土木部	南海トラフ地震に備えるためには、四国8の字ネットワークをはじめとする緊急輸送道路などの重要な道路の整備や橋梁の耐震化、道路の老朽化対策に加え、安全な避難等の実現に不可欠な避難所や要配慮者利用施設等を保全する土砂災害対策は非常に重要です。 このため、本県では、国土強靱化予算を最大限に活用して、重点的に取り組んできたところです。 今後も国土強靱化の予算・財源が安定的に確保されるよう、国などに政策提言するとともに、災害に強い県土づくりに継続的に取り組んでまいります。
	(3) 南海地震が発生した際に電気、ガス、水道などの生活インフラの早期復旧は不可欠である。同時に、通信回線の早期復旧は安否確認や避難情報の収集に欠かせず、企業においても電子決済などのデジタル化が一定進んでいるため、企業活動再開の鍵となる。過去の地震を教訓に、災害時に通信途絶を防ぐ仕組み構築を進めること。	危機管理部	南海トラフ地震などの大規模災害に備え、平成29年度に電気や通信、ガスなどの事業者と「高知県ライフライン復旧対策協議会」を立ち上げました。 この協議会において、優先的に復旧が必要な施設の情報共有や活動拠点の事前割当、復旧タイムラインの作成などに取り組んでまいります。 また、一部のライフライン事業者は、速やかな復旧作業の着手に向けて、作業員の宿泊場所の確保のため、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結しています。 引き続き、各事業者と連携し、復旧活動に関する情報共有や、復旧活動に必要な用地の調整など、ライフラインの早期復旧に向けた取組を進めてまいります。

R 6 要望内容		担当部署	回答
	(4) 商工会議所所在地市は管内商工会議所の耐震化や、建て替えを支援すること。高知県は商工会議所の建て替えを支援する制度の創設を国に要請すること。	商工労働部	商工会議所は、BCP策定などの事前復興及び被災後の地域の事業者の復旧・復興拠点として大変重要な役割を担っているものと考えております。 今後、県としても、商工会館の建て替えや取得、修繕・耐震化等に活用可能な補助制度の創設など財政支援について、国への政策提言を検討してまいります。
	(5) 今年度の国土強靱化予算は、国土交通省四国地方整備局、高知県ともに昨年度とほぼ同額が措置されたが、昨今の公共事業を取り巻く環境をみると、資機材の価格高騰、建設従事者の処遇改善（給与アップ）、完全週休二日制移行や改正労働基準法（時間外労働時間規制）適用に伴う工期の適正化＝工期延長、夏場の猛暑対策等々、9 コストアップ要因が山積している。前年度並みということは、実質の事業量は大きく目減りすることとなり、国土強靱化はもとより、次世代担い手育成や魅力ある業界づくりもままならないこととなる。これらのコストアップ要因を踏まえ、公共事業予算を確保すること。また、国にも要望すること。	土木部	国土強靱化の取組を継続的かつ安定的に進めていくため、「防災・減災、国土強靱化のための5 か年加速化対策」の予算・財源の確保に加え、「国土強靱化実施中期計画」の早期策定について、政策提言や全国知事会など様々な機会を捉えて、国などに対し積極的に訴えてまいりました。 その結果、当初示された事業規模と同程度の予算が措置されるとともに、国土強靱化実施中期計画についても、資材価格の高騰などを踏まえ、実施中の5 か年加速化対策を上回る事業規模で、令和7 年6 月を目途に策定する方針が示されたところです。 この計画に基づき、強靱な国土づくりを加速していくとともに、必要な予算・財源が通常予算とは別枠で確保されるよう、国などに対し、引き続き強く訴えてまいります。
	(6) 近年、過去に例のない危険な暑さとなり、環境省も熱中症警戒アラート・特別警戒アラートの発表時には運動や外出を控えることを推奨している。公共工事においても、猛暑時には高温時の作業を回避するサマータイム勤務を可能とするなどの対策を講じること。	土木部	熱中症対策については、工期期間中の真夏日の率に応じて現場管理費を補正しているところですが、加えて、令和6 年8 月からは猛暑日を考慮した標準工事日数の改定を行ったところです。 しかしながら、気温の上昇に伴い、猛暑日でなくても熱中症のリスクが増加するため、更なる働き方改革が求められていることも承知しています。 こうした中、建設業協会から、令和6 年7 月にサマータイム勤務の導入について要望をいただいたことを踏まえ、夏季等の高温時間帯の作業を回避し、作業員の健康と安全を確保することを目的とし、令和7 年度から「クールワークタイム制度」を導入します。 (制度の概要：6 月から9 月までの期間を対象として休憩時間を追加し、それに伴う工期の延長を認めることにより、適切な工期を確保するとともに安全な作業環境を確保するもの。)
2. 脱炭素対策の推進			
	(1) 本県では再造林に対し県独自の嵩上げ支援により最大95%まで補助され、有利な状況にある。再造林を含めた適切な森林経営を進めるためにも、市町村とともに森林経営計画の有効性について森林所有者に周知し、策定を働きかけること。また、林業事業体の数が不足しているため、再造林まで手掛ける新規参入業者に対し、スタートアップ時に経営を支援する制度を設けること。	林業振興・環境部	県では、面的なまとまりをもって一体的な整備を行うことで、健全な森林の育成を図るとともに、高い効率性と低コスト化に繋がる集約化を推進するため、林業事業体等が森林所有者との合意形成を図り、森林経営計画を作成する活動に対して支援を実施しております。 集約化の有効性や必要性については、これまでも森林所有者に対して周知しており、引き続き、県・市町村・林業事業体と一体となり、取り組んでまいります。 また、造林事業に新規参入する事業者を対象に、再造林等に必要となる資機材導入の支援を行うとともに、素材生産事業への新規参入事業者に対し、本年度から中古機械の導入を開始しており、引き続き支援してまいります。
	(2) 電気自動車用の充電設備について、維持コスト等の理由から充電容量の少ない旧型の充電器が撤去されており、県全体の充電器の量は減少している状況にある。 充電設備が整わなければ電気自動車は普及しにくい、普及すれば脱炭素対策のみならず、V2Hで災害対策も進むと想定する。国においても車両取得や充電設備の設置に対する補助制度が設けられているが、県内の電気自動車の普及スピードは十分とは言えず、さらなる促進を目指すには県独自の促進策を要する。電気自動車取得や充電設備の設置に対する高知県独自の導入促進策（法人向け・家庭向け）を設けること。	林業振興・環境部	電気自動車等の導入拡大に向けては、国のクリーンエネルギー自動車補助金において、急速充電器や電気自動車等への支援が行われています。 また、県としても、公用車の電気自動車化を進めるとともに、県有施設に新たに急速充電器を設置するなどの取組を進めています。 さらに、令和6 年度からは住宅向けの太陽光発電設備への支援として、充電器の代わりにV 2 Hの導入に対する補助をおこなっています 脱炭素化に向けては、電気自動車等の導入拡大も重要であると考えており、引き続き、県内の急速充電設備の状況や国の支援策等を注視しつつ、県独自の支援のあり方について検討してまいります。

R 6 要望内容			担当部署	回答
		(3)南海トラフ地震防災対策計画の策定(H26.3)から10年が経過することに加え、能登半島地震で得られた知見を反映させるべく、国の防災対策実行会議下にある南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会において、被害想定の見直しを進めている。事業者においても、見直し後の被害想定や能登半島地震で得られた知見を反映した地震・津波対策を再構築していく必要があることから、国は速やかに南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しを進めるよう国に求めること。	危機管理部	現在、国は、南海トラフ地震対策推進基本計画の見直しに向けてワーキンググループを設置し、被害想定の見直しや新たな防災対策の検討を進めています。 このワーキンググループには、濱田知事も委員として出席し、地域の実情を踏まえ、様々な意見をしてきました。 国は、今後、ワーキンググループでの検討結果を取りまとめ、公表することとしており、公表後、速やかに基本計画の見直しを行うとお聞きしています。 このため、本県としては、国の動きを注視し、必要に応じて国に早期の見直しを求めてまいります。
		(4)再エネ発電における出力制御は、社会的コスト全体を抑制しつつ、再エネの最大限の導入を進める上で必要不可欠であるが、制御量は可能な限り抑制することが望ましい。一方、出力制御は今後とも増加していく見込みであり、既存系統を増強することなく発電した電気を無駄にしないためには、自家消費もしくは蓄電池の設置が効果的となる。県においては、再エネの拡大を促進するにあたり、出力制限をできる限り少なくするための民間投資のあり方を県民・事業者に十分説明すること。また、国に対し、各地で発生している出力制御を削減し、有効活用するための体制構築を提言すること。	林業振興・環境部	出力制御が増加する中、再生可能エネルギーの導入促進に向けては、令和6年度より、事業所と住宅向けに太陽光発電設備と蓄電池をセットで支援し、自家消費型太陽光発電の導入を進めているところです。 また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、国（経済産業省等）に対し、「系統の増強、蓄電池等の調整力の確保」に向けた施策の実施について、政策提言を行っております。 今後は、そうした取組とあわせて、県民や事業者に対し、自家消費型太陽光発電の導入のメリット等について普及啓発を進めていく予定です。
IV. インフラ保全・整備の促進について				
	1. 道路	(1)物流の運用効率を高め、人とモノの流れを活発にすることにより、観光をはじめ生産や流通の関連部門にも相乗効果が生まれ、県経済の活性化が図られる。加えて、南海トラフ地震発生時における迅速な救助・救援活動の実施、また、その後の復旧活動を円滑に実施するためには、確実に通行できる道路の確保が必要である。特に県民の命の道となる「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの早期解消に向け、着実に予算を獲得し、総合的かつ計画的な整備を推進すること。また、高速道路における安全・安心基本計画」に基づく暫定2車線区間の4車線化についても着実に実施すること。	土木部	四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震発生時の円滑な救援活動や物資の輸送を可能とする「命の道」として、地域防災力の向上に大きく寄与するとともに、地域産業の活性化や観光振興を支える重要な社会基盤です。 このため、県では、四国8の字ネットワークの整備促進を最重要の政策課題の一つに位置付け、他県や沿線市町村、関係団体の皆様とも連携しながら国等に政策提言を行うなど、早期完成に向けて積極的に取り組んでいるところです。 その結果、本年度、本県の四国8の字ネットワークは全線着手となりました。 加えて、県で施行している阿南安芸自動車道「北川道路2-2工区」の和田トンネルを含む一部区間が令和7年2月8日に開通したほか、国で施行している高知東部自動車道「高知龍馬空港～香南のいち」間が令和7年3月15日に開通します。 今後も、事業中区間の早期完成に向け、関係する皆様と連携し、引き続き、国等に対して必要性を示しながら、強く働きかけてまいります。 暫定2車線区間の4車線化については、国の「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月10日）において、高知自動車道「土佐PA～須崎東」間が優先整備区間に選定されています。引き続き、早期事業化に向け、国等に働きかけてまいります。

R 6 要望内容			担当部署	回答
		(2) 高知県は他県に比べて中山間地域の道路整備が遅れている。一方で全国的に、地震や大雨の災害時に、中山間地域が孤立することが深刻な問題となる中、本県においては、近い将来南海トラフ地震の発生が予想されていることから、国道439号、国道441号、国道493号、国道494号、須崎～佐川間の早期完成をはかること。	土木部	国道493号北川道路は、阿南安芸自動車道の一部であり、四国8の字ネットワークを構成する道路です。また、国道439号や国道441号などは、四国8の字ネットワークの整備効果を地域に波及させる幹線道路であり、日常生活を支えるとともに、災害時には「命の道」となる道路です。頻発する台風や豪雨、南海トラフ地震などの際に、中山間地域の孤立を防ぐため、地域の実情を踏まえて未改良区間の整備を進めるとともに、法面の防災対策についても、国道439号など緊急輸送道路において重点的に進めています。 国道439号は、徳島市から大豊町を経由し四万十市に至る本県の中山間地域を縦貫する道路で、地域の産業や生活を支える重要な路線ですが、多くの未改良区間が残っているため、整備効果の大きい箇所から順次整備を進めています。来年度も、事業中の10箇所の推進を図ります。また、令和6年度から新規工区として、四万十町古味野々地区でバイパス整備に着手しています。 国道441号は、四万十市の中村地区と西土佐地区を結ぶ唯一の幹線道路で、四万十川の観光道路としての役割も果たすことから、重点的に整備を進めています。口屋内バイパスでは、令和7年1月23日にトンネルが貫通し本体工事の完成に向けて整備を行うとともに、明かり部では栈道橋工事を着実に進めています。また、中半バイパスも本格的な工事着手に向けて、進入路の仮設工事に着手するとともに、橋梁の詳細設計や用地買収を進めています。この2つの工区が完成しますと当路線の全線改良が完了することになりますので、早期完成に向けて取り組んでまいります。 国道493号北川道路1工区（安倉～和田）では、令和6年度からの工事着手に向けて、橋梁の詳細設計や用地買収を進めています。北川道路2-2工区（和田～柏木）では、和田トンネルを含む2.7km区間が令和7年2月8日に開通しました。 また、須崎～佐川間は、国道494号佐川吾桑バイパスとして重点的に整備を進めています。須崎市では、令和4年度からトンネル工事に着手しました。佐川町では、トンネルとの接続部となる橋梁下部工事などを進めています。引き続き早期の全線開通に向けて取り組んでまいります。
		(3) 国土交通省の広域道路ネットワーク計画の構想路線「幡多西南地域道路」を早期実現すること。	土木部	幡多西南地域道路については、本年度、関係市町村と協力して、建設促進協議会を設立し、早期実現に向けた取り組みを始めたところです。 今後も、本県の構想路線の実現に向け、関係市町村等とも連携し、引き続き、国などに対して必要性を示しながら、強く働きかけてまいります。
2. 公共交通機関				
		(1) 公共交通は県民の生活に密着し、街づくりや観光振興、経済活動に不可欠な社会インフラである。公共交通を安全かつ利便性等を確保しながら運営・維持存続するためには、公共による老朽化した施設・設備・車両の更新、利用しやすい運賃設定が不可欠である。運賃の一部公的負担など効果的な制度や仕組みを創設するとともに、公共交通の維持持続のために必要な財源を確保すること。県内の公共交通が貧弱になれば、若年層の大都市への流出は加速すると想定される。	総合企画部	公共交通は通勤、通院などの日常の移動手段として、県民生活に必要不可欠なものであり、また、観光やビジネスの足としても大変重要なインフラと考えております。 このため、これまで、交通計画の策定や車両購入に関する支援などといった、中山間地域の移動手段の確保対策や、国庫補助のスキームに沿った施設整備や運行費の支援に加え交通事業者に対する本県独自の補助制度を創設などに取り組んできたところです。 また、近年の燃油価格の高騰や乗務員不足など公共交通を取り巻く状況は全国的に厳しいものとなっています。今度も、公共交通ネットワークが持続可能なものとなるように、市町村や交通事業者と連携して公共交通の維持に取り組むとともに、国に対しても、必要な制度構築や財源確保を求めてまいります。
		(2) 県民・観光客の足として必要不可欠であるごめん・なはり線、中村宿毛線の存続に向けて、引き続き県が主体となって経営支援策と利用促進策を積極的に講じること。	総合企画部	県では、関係市町村とともに土佐くろしお鉄道の中村・宿毛線とごめん・なはり線を維持するため、経営安定基金の造成や、安全運行に必要な施設整備、利用促進への支援を行っております。 また、県や沿線自治体などで構成する協議会において、PRイベントの開催、企画きっぷやツアー開催への補助、JR四国への観光列車運行要請を行うなど、市町村とも連携し、利用促進に向けた取り組みを行っているところです。 引き続き土佐くろしお鉄道の利用促進に取り組んでまいります。

R 6 要望内容		担当部署	回答
3. 港湾			
(1) コンテナ船は大型化しており、現在の水深は新しい航路誘致のボトルネックとなっている。航路誘致のみならず既存航路の維持のためにも、7-1岸壁の増深工事に早期着工すること。		土木部	コンテナ船の大型化に対応するため、令和3年度に高知港港湾計画を変更し、コンテナ岸壁の増深(-8⇒-10m)計画を盛り込んだところです。 この増深(-8⇒-10m)整備につきましては、港湾関係者と連携し、早期の事業化に向け政策提言を実施しております。
(2) 高知新港コンテナターミナルは、大型船の荷役対応可能な設備を有しているが、コンテナヤードの路面についても凹凸部分が多数存在しており、作業中の安全確保の観点からも早期の補修が必要である。また、他港より遅れているコンテナヤード管理のデジタル化、高度化にも取り組む必要がある。高知港の更なる利用促進に向けたコンテナヤードの拡充、高度化及び効率化・安全確保を目指した計画的な設備・保全修繕に取り組むこと。		土木部	コンテナヤードの路面については、舗装面積が広く補修箇所も多く存在していることから、利用者と調整し優先順位を付けながら補修工事を進めている状況です。 コンテナヤード管理のデジタル・高度化につきましては、他港での試験的な取組を含め、国土交通省の「スマートターミナル2024～共に考えるみなとの新技術～」に参加するなど情報収集してまいります。このほか、港湾施設の安全で効率的な利用の促進や荷役機械など安定した作業が継続できるよう、維持管理計画に基づき計画的に維持補修等を実施してまいります。
(3) 高知新港においては、クルーズ船の寄港増加や高台使用により、港湾関係者の利用と一般客の利用の混在が見られているなか、増加するバルク貨物に対応するためバルク貨物ヤードの拡大が予定されている。今後、貨物量の増加やクルーズ船寄港増加に伴いこれまで以上にトラックやバス、自家用車などの一般車が混在することが予想される。特に、クルーズ船の2隻同時寄港時における安全な動線の確保やヤードの使用等が課題となることが想定される。また、物流ターミナルについては、慢性的な駐車場不足の状況も見られているほか、荷さばき地や野積場の不足も懸念されるところである。ついては、これらの課題に対応する対策を早期に講じるとともに、長期的には、埠頭用地や岸壁などの物流基盤強化のため西工区の着工に向けた本格的な建設計画を策定することなども検討すること。		土木部	クルーズ船や高台の立地企業を訪れる一般車両と港湾関係車両の混在等につきましては、交通誘導員を配置するなど必要な安全対策に取り組んでおりますが、今後、港湾の取扱貨物量やクルーズ船の増加による課題等を踏まえ、利用の状況や西工区のニーズについて引き続き聞き取り調査を実施し、対応を検討してまいります。
(4) 平成29年度に改定した須崎港港湾計画の事業化を具体的かつ早期に進めること。		土木部	須崎港では、船舶の大型化等に対応するため、平成29年度に港湾計画を改訂し、大水深岸壁や耐震強化岸壁の整備計画を盛り込んだところです。 大水深岸壁の整備については、国で事業化に向けた調査等を実施していただいていると聞いており、今後も国・須崎市と連携し、早期の事業化に向け取り組んでまいります。 また、須崎港は、高幡地域の防災拠点港として、発災後の緊急物資の輸送等の拠点としての役割を担うため、令和5年度より港町地区の-7.5m岸壁の耐震工事（県事業）に着手し、令和7年度の完成を目指しているところです。
(5) 引き続き宿毛湾港の利活用を促進すること。また、岸壁・防波堤等の早期整備を図り四国西南地域の核となる広域物流港湾としての機能整備を図るため、港湾クレーンを設置するとともに、一次産業の加工場、流通倉庫、冷凍冷蔵庫機能を持たせること。加えて、第1防波堤粘り強い化工事の早期完成をはかるとともに、本年国が指定した特定利用港湾としての施設整備を進めること。		土木部	宿毛湾港の池島地区におきましては、課題であった港内の静穏度を確保するため、平成15年より池島第1防波堤の整備を進め、令和2年8月に池島第2防波堤の延伸整備が完成し、安全で安心して利用できる環境が整ったところです。 現在は、池島第1防波堤の粘り強い化を国が進めており、工事の早期完成を期待しているところです。 また、四国8の字ネットワークの道路整備では、池島地区の北側にインターチェンジが計画されており、時間距離の短縮や定時性の確保といった課題の改善が期待されることから、四国西南地域の物流拠点となるよう地元関係者の意見・要望を聞き取り、令和5年度から荷さばき地の舗装に着手し、令和7年度の完成を目指し整備を進めています。港湾クレーンの設置等につきましては、今後の港の利用形態や利用見通しについて、引き続き関係企業から話を聞いてまいります。
4. 四国新幹線			
(1) 四国新幹線の整備は交流人口の拡大による地域経済の活性化や観光振興のみならず、大規模災害への対応力向上や在来線の維持確保等の点からも不可欠である。基本計画に留まっている四国新幹線の整備計画の格上げに向け、国による法定調査を実施するための予算措置を引き続き要望すること。また、四国新幹線にかかる国土交通省としての整備方針の早期明確化を要望すること。		総合企画部	本県としましては、貴会をはじめとする多くの関係機関と連携しながら、四国の新幹線の整備計画への格上げに向けた法定調査の実施や国土強靱化計画への位置づけや予算の増加などについて、四国4県や四国選出の国会議員などとの連携もしながら国への政策提言や要望活動、四国の新幹線をPRするイベントなどに取り組んできました。 また、昨年6月から、四国新幹線整備促進期成会において署名活動が始まり、貴会にもご協力をいただいているところです。 四国の新幹線の早期実現のためにも、引き続き署名活動やPR活動に取り組み、県民の皆さまに理解と関心を深めていただき、機運の醸成を図ってまいります。 貴会におかれましても、引き続きご協力をお願いいたします。